

26長社第8061号
平成26年11月17日

各関係介護保険事業所 管理者 様

長崎県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

送迎時等における交通事故の防止及び利用者の安全確保について（通知）

介護保険事業の実施につきましては、日頃からご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本日、長崎市内において、介護保険事業所の送迎中の車両が特別支援学校のスクールバスと衝突し、サービス利用者及びスクールバスの乗員が重軽傷を負う重大事故が発生しております。

各事業者におかれては、このような事故が発生することがないように、改めて職員への注意を喚起していただき、道路交通法による法令順守の徹底はもちろんのこと、運転手の健康管理等を実施し、下記の点に留意の上、交通事故の防止と利用者の安全確保により一層努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス提供時に事故が発生した場合には、事故に際して対応した処置を記録し、市町、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっておりますので、十分ご留意ください。

記

車両を使用した送迎業務における主な留意事項

- 1 運転者の健康状況、体調等を把握し、適任者に運転させること。
- 2 必要に応じ運転手以外に介護職員を同乗させるなど安全な送迎に配慮すること。
- 3 車両について使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- 4 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
- 5 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう従業者に対する安全教育を行うこと。
- 6 シートベルトの着用を徹底すること。
- 7 車椅子の車両への適切な装着方法を従業者に周知するとともに、確実な実施について徹底すること。
- 8 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。

長崎県福祉保健部長寿社会課
介護サービス班

TEL 095-895-2436

FAX 095-895-2576